

大分市一般廃棄物処理手数料(犬猫等死体処理に係る分)の改定について

犬猫等の死体処理手数料(野良犬・野良猫は無料)に関しては、「大分市廃棄物の減量および適正処理等に関する条例」第25条の規定により、処分の依頼者より「収集・運搬経費」と「処分経費」を合算した手数料を徴収しています。この度、処分経費の算出根拠となる「廃棄物処理施設使用料」の改定が検討されていることから、それに合わせて犬猫等の処理手数料の改定が必要であると考えます。

1.手数料改定案

区分		現行	改定後	改定実施期日	備考
犬・猫等1体につき		1,020円	610円	家庭ごみ有料化と同時実施	
内訳	収集・運搬経費	510円	530円		年間の委託料(過去5年平均)を平均収集個体数(過去5年平均)で除し、1体あたりの収集経費を計算
	処分経費	510円	80円		施設使用料の改定に伴い改定(20kg以下)

2.九州県庁所在市および県内市町村の手数料(参考)

宮崎市	2,625円(拾骨なし)3,675円(拾骨あり)	臼杵市	350円/1体(可燃ごみの持込と同じ)
福岡市	1,000円/1体	姫島村	100円/1体
長崎市	400円/1体	国東市	無料
佐賀市	400円/1体	津久見市	無料
鹿児島市	無料(可燃物としてステーション収集)	日出町	無料
熊本市	無料	宇佐市	無料(可燃物としてステーション収集)
日田市	1,050円/1体	由布市	無料
別府市	840円/1体	竹田市	持込のみ 無料
佐伯市	530円/1体	玖珠町	無料
杵築市	500円/1体	豊後高田市	無料
豊後大野市	持込のみ 500円/1体	大分市	1,020円/1体(改定前)
中津市	持込のみ 420円/1体	大分市	610円/1体(改定後)